



*Economics of Information and
Communication*

Hajime Oniki

「ソフトバンクによるイー・アクセスの買収・合併について ——消費者・国民の立場から」

ICPC(情報通信政策研究会議)2012年秋会合

鬼木 甫

株式会社 情報経済研究所
大阪大学・大阪学院大学 名誉教授
国際大学GLOCOM 上席客員研究員

2012年11月10日(11月19日改訂)

oniki@alum.mit.edu

www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201210b.html

目次

I. 経過

- A. プレミアム帯の割当
 - B. ソフトバンクによるイー・アクセス買収
-

II. 電波資産の「管理・処置」

- A. 前提
- B. 電波割当手続自体の問題
- C. 買収による電波資産「移転」の問題
- D. 公的「特権」に関する社会的ルール

III. 携帯市場競争の推進

- A. 背景・前提
 - B. 携帯市場の競争
-

I. 経過

A. プレミアム帯の割当

- 比較審査方式、実質無償
- 900MHz帯：
ソフトバンク（2012年2月）
- 700MHz帯：
NTTドコモ、KDDI-au、イー・アクセス（2012年7月）

I. 経過

B. ソフトバンクによるイー・アクセス買収

- 株式交換方式（2012年10月1日発表）
 - 同スプリント(米)買収（2012年10月15日発表）
 - イー・アクセス株式保有を1/3にする（2012年10月31日発表、東洋経済ONLINE）
 - 買収実施を2013年3月初から同1月初に繰り上げる（2012年11月12日発表）
-

II. 電波資産の「管理・処置」

A. 前提

- 電波は国民の共有財産
 - 政府(総務省)が管理
-

B. 電波割当手続自体の問題

- 経済価値が高い電波利用権(免許)を無償で与えること

II. 電波資産の「管理・処置」

C. 買収による電波資産「移転」の問題

国民共有財産の利用権の有償譲渡は認められるか(?)

1. 法律上の問題

- 免許譲渡はM/A形体により可能
(電波法20条、大臣許可が必要)

2. 「経済正義(市場経済の一般ルール)」の問題

- 代価支払を伴わずに取得した資産の移転

(→)



II. 電波資産の「管理・処置」

C. 買収による電波資産「移転」の問題(→)

3. 買収から発生した所得移転（注*）

- 電波の比較審査割当と今回合併の発表
 - 千数百億円規模の政府・国民資産の「海外贈与」が発生
- ソフトバンクによるイー・アクセスの買収・合併発表
 - イー・アクセス株式価値を早期に上昇
 - 同株主による資本利得の発現時期を早めた

(注*) 詳細について鬼木「買収・合併から生ずる所得移転」
<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/download4/201210b-mat.pdf> を参照。



II. 電波資産の「管理・処置」

D. 公的「特権」に関する社会的ルール

- 特定の経済主体に対し何らかの理由に基づいて
与えられた特権
- 他者への有償譲渡は認められるか(?)

例： 営利企業への特定目的付補助金

奨学金、障害者補助金、医師免許

III. 携帯市場競争の推進

A. 背景・前提

1. 「市場競争の推進は望ましい」

- ・消費者・国民にとって
- ・全体の利益のために部分(企業・産業)の個別利益を抑制

2. 企業・会社は独占・寡占を指向

- ・自社利益のため

(→)



III. 携帯市場競争の推進

A. 背景・前提(→)

3. 政府の役割

- 競争推進政策
- 独占・寡占への移行傾向を抑制
- 公正取引委員会(公取)

III. 携帯市場競争の推進

B. 携帯市場の競争

1. 携帯市場の特殊性

- 規模の経済（基地局設備）
- ネットワーク外部性
- 「最適企業数」(?)

2. 4社体制から3社体制への移行

- 3社移行後の後戻りは困難
- 英国は3 → 4社移行を計画

(→)



III. 携帯市場競争の推進

B. 携帯市場の競争(→)

3. 筆者意見

- 総務省・公取は今回買収を非承認とすべき
- 理由：
 - 電気通信事業法1条「公正な競争の推進」
 - 4社競争状態を前提して認められた免許の利用条件を変更し、競争を阻害するから